

港区国民健康保険条例新旧対照表(第一条関係)

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>(中略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第二条 当分の間、第二十二条第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。)に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)</p>	<p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>(中略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第二条 当分の間、第二十二条第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算</p>

とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(後略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。

(港区国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の港区国民健康保険条例付則第二条の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(港区後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正後の港区後期高齢者医療に関する条例付則第二項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(港区介護保険条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第三条の規定による改正後の港区介護保険条例付則第六条の規定

した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(後略)

は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するもの
について適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前
の例による。